

## 防災行政無線を使用して全国一斉情報伝達訓練を実施します

2月19日(水)午前11時頃に、防災行政無線を使用して、以下の内容の試験放送を行います。

### ・放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」×3回  
※五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

※試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

### ○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G  
☎(84)3618 (直通)

## 「11月の体温計」を利用してください

町公式ホームページにあるメタルチェックシステム「このの体温計」は、自分や家族のストレスや気持ちの落ち込み度を気軽にチェックすることができます。

心の状態を客観的に知ることで、ことができますので、ぜひご利用ください。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

## 国民年金保険料の前納について

国民年金において、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納」があります。前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。口座振替及びクレジットカードによる6ヶ月(4～9月分)、1年及び2年全納の申込み期限は2月末となっております。現金納付については、4月中であれば、手続き可能です。

※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。

### ○お問い合わせ

下館年金事務所  
☎0296(25)0829  
・町民税務課 町民G  
☎(84)1965 (直通)

## 1月から3月までの3か月間は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」です

悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市、国民生活センター及び県内の関係機関が共同し

て啓発活動を実施しています。消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しており、特に若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多くみられます。悪質業者はこれらの状況を悪用し、未成年者契約取消しができなくなる成人して間もない若者をねらっていますのでご注意ください。

### 【事例】

スマホに不動産業者から何度も電話があるので、仕方なくレストランで会うことにした。「ワンルームマンションのオーナーになれば負担なく資産が持てる。家賃収入は保証する」と説明された。高額なローンを組まなければならぬので断ると、「わざわざ来たのに」と怒り出した。やっと帰ってきたが、その後も電話があり困っている。

### ○事例アドバイス

投資用マンションの相談が、20歳代の若者で増加しています。「家賃保証」と説明されていても、建物の老朽化によるマンション価格の下落、空室や家賃滞納による収入減などのリスクがあります。業者から説明だけと言われても、会ってしまおうと強引な勧誘をされて断り切れないうことがありません。契約の意思がなければ会わずにきっぱりと

断りましょう。勧誘に対し、断りの意思を示す人へのしつこい勧誘、深夜・早朝の勧誘は禁止行為です。心配な時は、消費生活相談窓口や消費者ホットライン(188)へ相談ください。

### ○お問い合わせ

五霞町消費生活センター  
(産業課 地域振興G内)  
☎(84)2582 (直通)

## 水道管の凍結にご注意ください

寒さが厳しくなると水道管や水道メーター等が凍結し、水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

### ○特に凍結しやすい水道管

- ・風当たりが強い戸外の水道管
- ・北向きで、日陰にある水道管
- ・むき出しになっている水道管

### ○防寒の仕方

水道管に保温材を巻き、じゃ口が破裂しやすいので上部まで完全に包んでください。

※保温材がない場合、毛布や布などを利用してください。

### ○水道管が凍ってしまったら

自然に解けるのを待つか、タオルや布をかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂する場合があります。

ますので、ご注意ください。  
○水道管が破裂してしまったら  
宅地内のメーターボックス内にある止水栓を締め、指定工事業者に修理を依頼してください。止水栓の場所が分からない場合、破裂した部分にタオルやビニールテープを巻きつけてから、指定工事業者に修理を依頼してください。

※指定工事業者が分からない場合、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

上下水道課 水道G  
☎(84)3000 (直通)



## 生活相談

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権、福祉、教育、就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### ○相談場所 ふれあいセンター 堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)